

インターネット支店普通預金規定

令和2年4月現在

(令和2年4月1日改正)

第1条（預金口座の利用条件）

1. お客さまお一人につき1口座とします。
2. 通帳は発行しません。
3. 代理人カードは発行しません。
4. 総合口座の取扱いはできません。
5. 無利息型普通預金とすることはできません。
6. 少額貯蓄非課税制度(マル優)の取扱いはできません。
7. 手形、小切手、配当金領収書等その他証券類は受入れできません。
8. 融資、ローン等の担保とすることはできません。
9. 口座開設、預入れ、払戻し、解約は、原則として西尾信用金庫（以下、「当金庫」といいます。）本支店の窓口ではできません。

第2条（預金口座の開設）

1. 預金口座の開設は、次のいずれかの方法でお申込できます。
 - (1) スマートフォン（当金庫所定の情報提供サービス対応会社のもの）で当金庫所定の口座開設アプリを利用する方法
 - (2) 当金庫のホームページからのメールオーダーサービスによる方法
2. 当金庫は、お客様から、申込を受け、当金庫がこれを承諾したときに、当該預金に係る契約が成立するものとします。

この預金の口座開設を承認した場合、次のとおり手続きいたします。

 - (1) 預金残高0円で口座開設します。
 - (2) キャッシュカード（以下、「カード」といいます。）を発行し、お客さまに本人限定受取郵便で送付します。

なお、個人インターネットバンキングサービス（以下、「個人IB」といいます。）を契約していただきます。
3. 当金庫は、前1項による送信内容または送付書類に疑義が生じた場合、お客さまが法令上の義務を履行されない場合および当金庫が口座開設を承認できない理由があると判断した場合は、この預金の口座開設の謝絶をすることがあります。

第3条（預金の預入れ）

1. 預金の預入れは、次の方法で行うことができます。
 - (1) 金融機関等の現金自動預入支払機等（以下、「ATM」といいます。）でカードを使用した現金による預入れ

- (2) 内国為替による振込金の受入れ
なお、当支店の普通預金口座は給与、年金等の振込口座に指定することができます。
2. 前項(2)のこの預金への振込金の受入れについて、発信金融機関から重複発信等による取消通知があった場合には、お客さまに事前に通知することなく当該振込金の入金を取り消します。

第4条（預金の払戻し）

1. 預金の払戻しは、次の方法で行うことができます。
 - (1) ATMでカードを使用した現金の払戻しおよび振込み
 - (2) 個人IBによる振込み
2. 個人IBでの予約振込などの取引に際し、払戻しする金額が不足した時は当該取引の依頼は取消されたものとみなし、これにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。
3. 1回あたりおよび1日あたりのご利用限度額は、当金庫が定めた金額とします。

第5条（自動支払い等の取扱い）

1. 当支店の普通預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。
2. 同日に数件の支払いをする場合に、その総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。
3. 自動支払いが完了した後に、既に支払いが完了した各種料金等の支払いを取りやめることはできませんので、預金口座振替契約先機関（以下、「収納機関」といいます。）との間で協議してください。
4. 自動支払いの停止については、収納機関に依頼し停止手続きを行ってください。

第6条（振込み等の取扱い）

1. 振込みの依頼内容が確定した後は依頼内容を変更すること（以下、「訂正」といいます。）、または依頼を取りやめること（以下、「組戻し」といいます。）はできません。
ただし、当金庫がやむを得ないものと認めて訂正・組戻しを受付ける場合には、当金庫所定の手続きにて本人確認を行ったうえ、受付けします。
2. 組戻しにより、お客さまの指定する振込先口座のある金融機関（以下、「振込先金融機関」といいます。）から振込資金が返却された場合には、当該資金を引落した口座に入金します。なお、この場合、振込手数料は返却しません。
3. 前1、2項の場合において、振込先金融機関がすでに振込通知を受信している場合には、訂正または組戻しができないことがあります。この場

合には、受取人との間で協議してください。

第7条（利息）

1. この預金の利息は、毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として、毎年2月と8月の当金庫所定の日、当金庫ホームページに毎日掲載する利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。
2. 利息の計算は、1年を365日として日割で計算します。
3. 利率は、金融情勢の変化に応じて変更します。

第8条（譲渡、質入れ等の禁止）

預金、カード、取引契約上の地位その他取引にかかるいっさいの権利等は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

第9条（保険事故発生時における預金者からの相殺）

1. この預金は、当金庫に預金保険法が定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
2. 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、お届け印を押印（または署名）した払戻請求書とともに直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - (2) 前(1)の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - (3) 前(1)の指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
4. 相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

5. 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺できるものとします。

第10条(休眠預金等代替金に関する取扱い)

1. この預金について長期間取引がない場合、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」という。）にもとづき預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
2. 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
3. 預金者等は、前1項において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
 - (1) この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづく事由（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - (2) この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限り、）
 - (3) この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - (4) この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
4. 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - (1) 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払業務の委託を受けていること
 - (2) この預金について第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - (3) 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

第11条(休眠預金等活用法に係る異動事由)

当金庫は、この預金について、以下の事由を休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取り扱います。

1. 引出し、預入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利子の支払に係るものを除きます。）
2. 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
3. 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り）
 - (1) 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - (2) 預金者等が休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
4. 預金者等からの申し出にもとづく契約内容またはお客さま情報の変更があったこと（当金庫が把握できる場合に限り。）

第12条(休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

1. この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日とします。
 - (1) 第11条に掲げる異動が最後にあった日
 - (2) 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項に定める日
 - (3) 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知がお客さまに到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知がお客さまの意思によらないで返送されたときを除く。）に限り。）
 - (4) この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
2. 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由とし、当該各号に定める日とします。
 - (1) 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金については、初回満期日）
 - (2) 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと
当該事由が生じた機関の満期日

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利子の支払に係るものを除きます。）
 - ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
 - ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（休眠預金等活用法第3条1項にもとづく公告の対象となっている場合に限ります。）
 - ア. 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - イ. 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
 - ④ 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当金庫が把握できる場合に限ります。）
 - ⑤ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知がお客さまの意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
- (3) この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例により処分を含みます。）の対象となり当該手続が終了した日

第13条（規定の準用）

1. 当支店との取引において、本規定に定めのない事項は、にしおしんきんインターネット支店取引規定、個人インターネットバンキングサービス利用規定他、当金庫が定めた各預金規定および各取引規定等により取扱います。
2. 本規定と他の規定の定めが異なる場合は本規定が優先します。

第14条（規定の変更）

1. 当金庫は、本規定の内容をお客さまに事前に通知することなく任意に変更できるものとします。その場合、当金庫ホームページへの掲示により変更後の規定を告知することとします。規定の変更日以降は、変更後の内容に従い取扱うものとします。
2. 当金庫の任意の変更によって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
3. 変更後の規定を必要とする場合は、別途、当支店に請求してください。

以 上